○大府市固定資産税課税誤りによる国民健康保険税過誤納金返還金支払要綱

（目的）

第１条　この要綱は、固定資産税の課税誤りにより発生した、国民健康保険税資産割額の変更に伴う国民健康保険税過誤納金のうち地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第１８条の３の規定により還付不能となる税相当額（以下「還付不能額」という。）につき、国民健康保険税過誤納金返還金（以下「返還金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、行政に対する信頼の回復を図ることを目的とする。

（返還金支払対象者）

第２条　市長は、還付不能額が生じたときは、納税者に返還金を支払う。

２　前項の場合において、相続があったときは、相続人に返還金を支払う。

３　市長は、過誤納金が納税者の虚偽その他の不正な手段により生じた場合等において返還金を支払うことが公益上不適切であると認められるときは、返還金を支払わないものとする。

（返還金の額等）

第３条　返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

⑴　還付不能額

⑵　還付加算金相当額

２　前項第１号の還付不能額は、国民健康保険税徴収簿等により確認のうえ算定するものとする。この場合において、返還の範囲は法の規定による還付分を含めて２０年を限度とする。

３　第１項第２号の還付加算金相当額は、法附則第３条の２第４項の規定により読み替えて適用する法第１７条の４に規定する還付加算金の例により、還付不能額を同条の過誤納金とみなして算定するものとする。

（返還金の通知）

第４条　市長は、返還金を支払うときは、その支払を受ける者にその額等を通知するものとする。

（返還金の支払）

第５条　市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに返還金をその支払を受ける者に支払うものとする。

（施行細目の委任）

第６条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成４年１２月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。